

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-179）」

2. 日時：令和4年10月20日（木） 13時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長（設工認・耐震） 他20名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 令和4年10月11日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月14日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月18日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	お伺いしました。
0:00:03	規制庁志水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:08	本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料を基にヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	山崎清町側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からタジリオオオカシミズ。
0:00:27	他、Webからコサク、
0:00:30	以上になります。それで日本原燃の方から出席者の紹介をし、議題の構成の説明をした上で資料の説明を開始してください。
0:00:40	はい、本城高浜でございます。
0:00:43	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:48	3例を、
0:00:50	イシハラセガワフジノ。
0:00:55	番地。
0:00:57	白崎。
0:01:00	窪田ヤマモト。
0:01:02	貨物。
0:01:04	内、
0:01:05	持ち上げ、
0:01:07	うちで、
0:01:09	来なかった。
0:01:10	さっき、
0:01:12	中畑の
0:01:14	あと関西電力様より笹尾様。
0:01:17	以上となります。
0:01:20	本日ご確認し、いたしいただきます資料でございますけれども、
0:01:25	本日は伊井杉田薬品があります。
0:01:28	共有させていただきまして、逸見0001。
0:01:33	それ。
0:01:36	03、来年、
0:01:38	薬品、00ノズル位置で薬品、01以上となります。
0:01:44	それで、すみません、0001からご説明差し上げます。
0:01:50	はい。日本原燃の篠崎でございます。

0:01:53	これが4年10月11日、11日に、
0:01:58	させていただきました。1角0001の説明をさせていただきます。
0:02:05	はい。こちらですけれども、前回のヒアリングでご議論させていただきました。
0:02:11	第1回申請対象である、安全冷却水JP冷却、
0:02:17	そうですね。これは屋外に設置される設備なんですけど、屋外に設置される設備を評価、
0:02:24	ショートするか否かといったところ。
0:02:26	で、前回ヒアリングありましたようにこちらは、
0:02:30	評価といったものを伴いますので、遂行の評価対象外ではなく、
0:02:36	薄影響評価の対象ということで見直しを図って参りました。
0:02:41	それに伴いまして、
0:02:45	1ページの34ページをご覧ください。
0:02:49	基本設計方針添付書類にその旨を
0:02:54	伊勢、その場所に展開してございますが、
0:02:57	例としまして、34ページ。
0:03:01	それあの屋外で発生する溢水に関する溢水評価防護設計方針でございますが、
0:03:07	これは今までですね、屋外で発生を想定する溢水がその建屋内に入らないといったところの評価だけを、
0:03:14	記載してございましたけれども、
0:03:16	屋外の溢水防護対象設備自体を評価対象といたしましたので、
0:03:21	これの溢水防護対象施設に対する評価、設計防護設計方針等を記載してございます。
0:03:28	用地添付の方にも同じような記載を
0:03:32	趣旨で展開をしているところでございます。
0:03:37	前回のヒアリングで、同じく、評価対象外としている理由4番目で
0:03:46	一つ目の当委員会対象ところがあるんですけども、
0:03:51	通しページ163ページ4ページをご覧くださいませ。
0:03:59	もともとは、その機器と外の
0:04:04	水間、周囲の水反射条件とかそういったところの外の影響に関して、
0:04:09	力を入れてないところに対しまして、
0:04:13	その中に水が入ったときは、
0:04:15	臨界の恐れがあるんじゃないねといったご指摘をいただきまして、
0:04:20	おっしゃる通り、最初から水の影響評価対象外と。

0:04:26	するのであれば、そういった想定も入れなければいけないといったところで記載を見直しまして、
0:04:33	164 ページにただし書きを追加してございます。
0:04:39	すいません。田部井。訂正させてください。
0:04:42	もですね今の記載ですとライブに水が入る構造である桂より水が入った場合に臨界に至る恐れがあると書いてございまして、
0:04:52	前か。
0:04:53	ラインに水が入った場合に臨界に至る恐れがあると。こういったことをすると結局ここに評価の余地が残ってしまいますので、
0:05:01	この表現はすみません削除させていただきまして、
0:05:05	内部に水が入らないものだけを、影響評価の対象外とさせていただくことで、かつ以下の表現はすみません、
0:05:16	削除させていただきたいと思っております。
0:05:22	はい以上お話の晴天は、
0:05:27	以上でございます。ご説明終わります。はい、規制庁下です。今 00-01 で、変更点がありましたがあと前回のトピックスとして大きいところでは、今回 104 で出していた、
0:05:41	S F P の水位係数温度計の話があると思ひまして、
0:05:45	その説明はまた、04 のとき後程というイトウですか。
0:05:51	日本原燃篠崎です。はい。溢水ゼロ円のところでご説明させていただきたいと思っております。規制庁甲斐です。ではちょっと人の関係もあって少しまだ
0:06:03	少し議論しておきたい点がありますので 104 の方。
0:06:10	を少し、今から先にやっていただけますでしょうか。
0:06:17	はい。日本人理事長だけです。承知いたしました。
0:06:21	それでは
0:06:23	令和 4 年 10 月 18 日に提出させていただきました。
0:06:27	溢水 04 について説明をさせていただきます。
0:06:33	はい。こちら今大庭様からございましたように、前々回のヒアリングから議論になってございます。
0:06:41	今比較対象としてございます。東海第 2 発電所では、
0:06:45	クラス 3 機器にもかかわらず
0:06:49	の監視に用いる温度計推計を、
0:06:53	溢水防護対象設備と抽出して抽出しているに対して、
0:06:57	日本原燃の再処理工場では、

0:07:00	それを抽出しなくてもいいのかといったプラスいただきまして、ご質問いただきまして、それに対する説明をするものでございます。
0:07:11	はい。中身細かく説明は説明はしませんが、
0:07:15	2 ポツ、すいません通しページ 3 ページの 2 ポツのところ、
0:07:20	そもそもこの燃料貯蔵プールは
0:07:23	オクデられる 19、
0:07:28	手続きのための資料冷却機能。
0:07:33	A 等級水泳機能ってのが求められていますと。
0:07:37	いったところを説明差し上げた上で、
0:07:41	8 ページ 4 ページに、もう 3 立ですね。
0:07:47	で、水位及びに関する計測制御系施設ということで、設備でございます。大室 K 水系、
0:07:55	こちらの役割についてご説明を差し上げてございます。
0:08:00	通しページ 5 ページの、
0:08:03	下から 2 段落目に、
0:08:06	ストーリー S M K は、
0:08:09	こういった目的とした設備でございます、
0:08:12	1 個の当該設備が機能喪失しても安全上重要な施設である。
0:08:17	プール水冷却、
0:08:19	安全冷却水系及び補給水系の空気水設備の安全機能に影響しないと。
0:08:26	ご説明差し上げました。
0:08:28	これすみません一本、申し訳ございません社内のリハーサルですね、ここが重要なポイントになる 2 A と記載が少ないといった、というところが、
0:08:39	はみ出しまして、
0:08:41	ちょっと口頭です、この温度計水系がそもそもなくても、この冷却とかに、機能に影響しないよというところを説明させていただきます。
0:08:52	後程の資料にはちゃんと反映して再提出させていただきたいと思っています。
0:08:57	まず厳しい冷却でございますけども、
0:09:01	こちらの粒径となってるのは実質プール水の循環、
0:09:05	ものでございまして、
0:09:07	冷却塔が海峡について冷却した冷却性が、
0:09:14	供給者へ熱交換機にプール水を通水させ、そういった巡回を循環させて、
0:09:20	プール水を冷却される設定としてございます。

0:09:23	すなわちこのプール水の循環にですね、累計水系ってのは関与してご いません。
0:09:29	次に補給水系のところでございますけれども、
0:09:32	下水のですねプール水がもし低下しましたら、
0:09:39	補給水設備の担保を起動いたしまして、補強水供給弁を改装させること によって、補強水槽から、
0:09:46	燃料貯蔵プールの方に給水がなされます。
0:09:50	てことで特にこの水系温度計にまずですね、補給が行われると、そうい ったような機能設計になってございます。
0:10:01	すいません教育で補足させていただきました。
0:10:04	資料をまたさせていただきますして、通しページ6ページになりますが、
0:10:09	それから再処理と発電炉との比較ということで、技術基準規則で
0:10:16	再処理廃棄物発電炉で求められているのが、
0:10:19	表の中段から下にございます。
0:10:23	これはプール冷却及びプールへの給水を維持できる措置をいうと、
0:10:28	この関連でA BWRの方では、分岐水系をする母体設備として抽出して いるということでございます。
0:10:38	再処理施設も、技術基準規則ではないんですが、下に書いてございます 通り、許可の時点ですね、
0:10:46	ちょうどプール、
0:10:47	スロッシングによる水位低下を考慮しても、
0:10:50	プールピットの冷却及び給水機能を維持できる設計とするといったと ころは抑えよう約束しているところでございます。
0:10:59	はい。
0:11:00	7ページ。
0:11:02	6ページ7ページになりますが、
0:11:04	じゃあ、BDBA等、最初の違いはというところなんですけども、
0:11:10	(2) のところに書いています通り、
0:11:14	BWRルールではですね、事故時によって今使用済み燃料プールにアク セスできない場合があると、そういった設計になってることに対して、
0:11:23	PWRさんは事故時の運転員が使用済み燃料ピットでアクセス可能だ が、そういった違いがあるというところでございます。
0:11:31	再処理につきましても、
0:11:37	事故っていうか
0:11:40	何かあったときにももしもちろんその事象が進展が緩慢というところも ございますし、

0:11:45	スペースの金戸琉羽主席になっているというところでございます。
0:11:49	で、(3)に5例でございますけれども、
0:11:52	すべて東海第2、Bの今回8000処理は、
0:11:58	プール事故時にですね、近傍で目視やモバイル設備の監視ができないので、
0:12:04	常設の計器を溢水防護対象設備として選定している。
0:12:08	一方、BWRの発電所34号機なんかでは、
0:12:13	運転する継続に期待するものとし、そのアクセス可能だという点から、
0:12:18	既存の設備を溢水防護対象設備として抽出していないという違いがございます。
0:12:23	そういった、
0:12:26	守るべき金をプリンティング系水系の関係、或いは参考にさせていただきました。
0:12:35	再処理工場におきましても、
0:12:38	その最後のところになりますが、
0:12:40	推計に、
0:12:42	線引きをさした場合でも、
0:12:45	直ちに冷却及び給水に必要な水オフィスを移すようなものがございませんでして、運転に関しても期待できるため、溢水防護対象施設者主、失礼する必要である必要はないのではないかと。
0:12:57	言ったような結論に結んでございます。
0:13:00	はい。以上でございます。はい、規制庁下で説明ありがとうございます。今、途中で、社内のリハーサルの時に意見があったっていうことの通り、
0:13:11	まず水系温度計の話がこれ、ああいう前提で何か書かれている溢水防護対象設備じゃなくてもちゃんと勧誘としてそっちもあるから大丈夫みたいな論調で書かれている点がやはり、
0:13:24	土岐委員まず大きく気になった点でして、ここで説明すべきは、許可のときに、
0:13:30	推定特に警報装置のところとかで整理されていたような条件が求められている条件が、なぜそれで安易として扱えるのかとかそういう、
0:13:44	その許可のときの案いうとするか何十年いる間のクライテリアみたいな話、そういったものがまず大前提とあってそのあとに、
0:13:53	これを設工認ではこういうふうに扱いますっていうような説明を、の流れなのかなとまずは思いましたがその点、
0:14:00	もう少し資料の修正等必要かなと思いますがいかがでしょうか。

0:14:05	篠崎さん、先にしゃべっていいですかイシハラです。お願いします。先ほど塩崎の説明も足りなくてですね大川さんおっしゃっていただけるので、先ほどの補給水系を手動で動かすと、
0:14:20	安城にするかいいのかっていうのプール水の燃料の当町から水位通浄水場への燃料、水の量がどれぐらい余裕があってとか、
0:14:31	あとは水が、次が低下するときどのぐらいのスピード感で、その水を補給しないといけないのかっていうところ。
0:14:38	これは多分安重にするかしないのかっていうところを、板ロックとして自動回路にするか、もしくは、知事警報だけ出してそれをもとに人が介在して手動で操作をすればいいのかっていう、
0:14:52	時間余裕みたいなものが出てくると、そういうところをちゃんと多分説明をさせていただいて、そういうレベルのものだという説明なのかなと思ってました。以上です。
0:15:01	はい規制庁から石原さんのおっしゃっている通りで、こちらもそういうところをまず明確にすることが必要だという認識でこの補足説明資料を、
0:15:11	作っていただいたところもありますので、そういうところをまず大前提として書いていただくと。
0:15:17	それでその上で、設工認の技術基準はこうでっていう。
0:15:21	ような内容が来るのがまずは自然なのかなというところの理解でした。篠崎さん側は、ど、その辺の認識いかがでしょうか。
0:15:32	はい日本原燃の篠崎です。
0:15:36	こちらから説明しました通りそういった説明が足りないといったのはすみません
0:15:42	長年続いていまして、
0:15:45	そういった記載の追記が必要だというふうに認識がございまして、
0:15:49	今いただいたご指摘を踏まえまして、国、
0:15:54	日本さ、2ポツ3ポツの繋がり、3ポツの結論みたいところでそういったところを示していきたいと思います。以上です。規制庁甲斐です。はい。そういうところの整理になるのかなと思いますので少し
0:16:06	今、一応、いろいろとコメントを受けて対応しているという中なので、丁寧かなり丁寧に説明いただいた方がいいと思いますので、その辺、自分配慮して、
0:16:20	いただければと思います。
0:16:22	この点について、岡規制庁側から、

0:16:25	まずはそういう背景の観点で、規制庁側から他に何か意見ありますでしょうか。
0:16:31	成長度です。江藤先ほど石原さんが少し触れてはいただいたんですけど、まず言説下案という感じの整理の話があって、なぜ原燃として、安全、
0:16:42	ってというのはどういったものを登録することになっているのか許可においてこの水系旧道の位置付けがはっきりしなかったんであったとしても、安重の計装ってというのはどういったものを位置づけるかそれが時間余裕のパッケージなんかにはちょっとバック入れるかわからないんですけど、そこの定義がついているはずで、
0:16:57	そこってのはこういう考え方があって、それに対してセーフティーの推計をこういったものであるから、ああいうとして整理するっていうそういう説明をまずしていただいて、だからああいうだからっていう話につなげいただかないと多分、
0:17:09	何か、当然、安重に関しても込み何とかできてるわけ価格や年齢だけ整理があるはずなので、そこと万全付けて説明していただければと思うんでよろしく願いいたします。
0:17:23	上西だけ承知いたしました。
0:17:27	補足です。同じなんですけど、
0:17:30	シノザキさんは、安重案いうの整理はどういうクライテリアであって、
0:17:37	これが違うと思われてるのか説明いただきます。
0:17:45	いえ、二本木篠崎です。
0:17:48	ちょっとちゃんと社会的な時間をいただきたいと思いますが、
0:17:52	安勇人氏、すべて安城ではなく、ああいう設備として設定している以上ですね。
0:18:00	長。
0:18:01	共用されているものではなくて、
0:18:05	どうしてもちゃんとアンジュ。
0:18:08	あれ10ってすいません安全基準を維持できるというか、
0:18:13	設計になっていると、そういった暗いエリアで安重管轄とか分かれてると思いますので、
0:18:18	そこ。
0:18:20	の考え方、そして水系温度計が、
0:18:23	それに照らしてどう考えてるかってところを共有させていただきたいと思います。
0:18:28	規制庁コサクです多分今の説明は、入口出口間違っていると思うので、

0:18:36	と、ちゃんとアンジュの選定のクライテリアっていうのを、
0:18:42	理解をして対応いただければというふうに思います。
0:18:46	で、機能を維持するのは安重もああいうも結局一緒に、
0:18:52	それをどの程度の信頼度を持って対策を講じるかっていうのが違いがあるわけですからその点、よく理解をしてください。
0:19:02	石原さんが言われたその警報を発するっていう関係で、
0:19:09	後ろの方でも対策可能だみたいなことが書いてあるんですけど、
0:19:13	ここら辺本当かっていうのが結構あってですね。
0:19:16	対策を講じるために警報が必要ってなってるんだったらそれは安重になったりしないとかっていうのもあるので、
0:19:26	実施可能っていう時にわあ、現実としてちゃんとそういう基準が好事例てるのか、れるのか。
0:19:35	いうところも復命しっかりと書いていただかないといけないかなと思う。
0:19:40	てます。いずれにしてもクライテリアがまずあってっていうことなのでよろしくお願いします。
0:19:52	山西だけ承知いたしました。
0:19:55	規制庁コサクです。あと1点4ポツ2、おもむろに再処理と発電炉の比較とあるんですけど、
0:20:03	おそらく運用が若干違って位置付けが違うからという古藤なんだろうなと思うんですけど。
0:20:11	それはその理解でいいですか。
0:20:16	はい日本の石森です。その通りです。
0:20:20	はい。規制庁、佐藤です。その時に、
0:20:23	技術基準の解釈を持ってきてもしょうがないんですよ。
0:20:28	そもそも、再処理に技術基準の解釈、その部分ないのに、
0:20:35	最初にはないけど発電炉では規定されてるから違うんですけどっていうのは、
0:20:39	そもそもの基準体系、理解が間違ってるような気がしますけど。
0:20:44	何でしょう、これは。
0:20:46	南白木です。そういうつもりではなくて、イギリス基準規則ないでしようということ言いたかったわけではなくてですね。
0:20:52	2回か、むしろ9ページの一番下のなおのところですけども、
0:20:58	多分許可でですね。
0:21:02	最初の事業変更許可申請書は、そういったスロッシングておこうかって、考慮しても、

0:21:07	プールピットの冷却及び給水機能を維持できる設計とすると、今後ちょっと目的がありますといったところを示したところでございます。
0:21:17	補足です。そうすると、何か資料のつくりがいまいよくわからんというところにはなりますが、
0:21:23	産業も意味がわからなくて、経過を考慮してもっと言いますけどその考慮した範囲に水位があるかどうかというのじゃあどうやって確認するんだってということになるんで、
0:21:38	ちょっとどうかなって感じがします。で、これを言うんだとしたら、ぼーんを、何つうんでしたっけ。防水。
0:21:48	棒溢水防止盤っていうんすかの辺りとかは安重かみたいな。
0:21:53	ところにもなったりするので、
0:21:58	もう少し整理をしていただかないと説明にならないかなというふうに思います。以上です。
0:22:08	宮西野崎です。承知しましたおっしゃる通り、どっちかというところスロッシング量の評価の話とかそっちの方にも見込んでしまうのでちょっと全体のストーリーを考え直します。
0:22:22	規制庁岡です。今全体の清ストーリーという話もありましたが、この4ポツ、今議論なったところも結構唐突でして、あと
0:22:32	他の条文とか他の資料でも言ってるんですが、発電炉との比較を書くときは、あくまで、
0:22:40	再処理はこういう考え方で、設計しました。ちなみに、発電炉はこういう考え方で設計されていてそれは再処理と比べてどうこうですっていうような、
0:22:50	やはりまとめ方になると思っていて、今の書き方だと、発電炉も参考にしながら
0:22:57	何か物事を説明しようとしている感じがあって、そういう書き方はしないで欲しいというのを結構何度もいろんな資料で説明、コメントしてきてると思うので、
0:23:08	そういうところも少し配慮いただければと思いますがいかがですか。
0:23:16	大賀さんおっしゃっていただいてとあとコサクさんからのご意見もあった通り、これ非常に唐突で、私も読んだとき違和感があったというのが正直です。ところです。
0:23:25	もともと等ですね、まずやんなきゃいけないのは、例年としてのその水系とかの安全機能を有する施設としての重要度、位置付けをもとにこれを守るべきかどうか、防護対象にするかどうかというのを整理をしなければいけない。

0:23:41	いうこと。もう一方で、発電の方でPとBで扱いが違うところがあったので、その違いがどこから生まれてくるのかってところをひもといてそれをコラボして、最終血度に持っていければいいのかなっていうところが二つ発想だと思ってるんですけど。
0:23:57	にしても今の4ポツの書き方は明らかに違和感があるなというところなんですけどちょっと全体的に何のためにこれを使いたいのかっていうのははっきりさせて、全体ストーリーを整理するということが必要かなと思ってました。以上です。
0:24:10	はい。規制庁甲斐です今おっしゃっていただいた通り、話ですので、まず、その辺全体のストーリーをしっかり固めた上で、
0:24:19	最後に、
0:24:21	違和感ないかとかそういったところ、
0:24:23	踏まえてもう一度再整理いただければと思います。
0:24:27	他、この資料に関して、減額規制庁の方からコメント等ありますでしょうか。
0:24:39	長市民です。ちょっと私の方から1点だけ。
0:24:43	コメントまでなんですけども、
0:24:47	この資料の3ページの2ポツIIに関しても、
0:24:51	給水機能の間、
0:24:54	等に関連する、水の維持に関しては、機能としては遮へいっていうところがあると思いますので、
0:25:02	その点、(2)のcポツとかませ資料全体としてですけど、全くところにも漏れがないように、
0:25:10	記載する等の対応をお願いします。
0:25:17	はい南西崎で生じました。
0:25:21	はい。規制庁岡です。この資料に関して他規制庁側から確認等ありますでしょうか。
0:25:29	はい、どうぞ。
0:25:32	古作です。この資料じゃないんですけど、この資料等溢水02、
0:25:40	ですかね。
0:25:41	この資料の関係ってどうなっているんでしょうか。
0:25:50	植野石森でございます。
0:25:52	一線02は、
0:25:56	評価、溢水防護対象設備として抽出されるもの。
0:26:00	対象外として、
0:26:03	奥津。

0:26:04	設備がどれかといったところとリストを示すとともにその考え方の妥当性について説明する位置付けの資料になってございます。
0:26:14	今回はですね溢水 04 の方は、もともとこの温度計水系、
0:26:19	すいません。
0:26:22	規制法対象設備として抽出しないということで、
0:26:28	影響評価の対象対象外ではなくてそういうのも一つ、上の段階での話になりますので、
0:26:34	7002 と分けて単独で補足説明資料として起こしていると。
0:26:39	三ツ木でございます。以上です。
0:26:43	はい。補足です一応住み分けはわかります。
0:26:47	ただ、ちょっと 00 の方での別紙 4-1 だったり 4、その次だったりとかかっていうところ私自身はしっかり見てないので申し訳ないんですけど。
0:26:59	どちらかというとも 04 の方が上流ってということなので、そこでし、
0:27:07	何て言うんすかね。
0:27:09	溢水、溢水防護対象設備の選定と、
0:27:14	いうところでしっかりと記載される範囲と。
0:27:17	ということだと思います。一方で 02 の方って、
0:27:24	概要を見ると、
0:27:26	その溢水防護対象設備の選定についての補足となっているんですけど、書いてある内容は評価対象の選定であって、
0:27:38	何かぶら下げる場所が違くないかなっていう気もしたんですけど、これ。
0:27:42	前も何か話したような気がするんですけど、結局どうなってるんですか。
0:27:48	去年のシノザキでございます。添付書類の構成ですね、添付書類の方で、水防対象設備というのはこういうものを設定しますよ。
0:27:59	こういったものはこういう理由で除外しますよといったような、
0:28:04	説明資料、説明する資料になってございます。
0:28:08	で、それは先ほど言いましたように、
0:28:10	防護対象設備のうち有利で、いわゆるその添付書類に、
0:28:15	ガイドクライテリアで、こういう 2 で外しましたよといったところを補足説明する資料でございますので、
0:28:23	添付書類なさい、ごめんなさい、古作です。添付書類 2 って言ってるのは何ですか。
0:28:33	2 っていうのは数字の 2 じゃなくて徐々に大変失礼いたしました。西崎です。

0:28:40	藤未来美。
0:28:42	1-1-6-2のことを言ってごさいました失礼いたしました。
0:28:47	補足です。で、その書類に、評価対象外っていうのまで書くのが私は不適切だと思ってずっと発言をしてたんですけど、
0:29:00	なんでそこで説明。
0:29:02	してるんですか。
0:29:15	少々お待ちください。
0:29:31	古作です。それで言うと
0:29:34	元の 0001 の 90 ページのところに行っていていただいて話をした方がいいかなと思いますので、
0:29:43	或いは、その具体のページですけど、
0:29:47	よろしくお願いします。
0:29:55	業務部の資料だけです。すいません。伊藤ちゃんと見てなかったかもしれませぬ。
0:30:01	評価対象外するかどうかってのは明らかに最初にバサッできる話であって、選定のところではなくて、もっと上段、
0:30:11	で、
0:30:15	レンズべき話でしょうといった、そういうご指摘をいただいていたということでしょうか。規制庁コサクです。逆です。
0:30:24	評価っていうのは、全体の設計方針があった上で評価方針があって、その中での、
0:30:32	評価対象外じゃないかっていう、
0:30:35	意図です。
0:30:36	すいません日本原燃の蝦名です。ちょっとこそ補足というか
0:30:41	今の、そうだと、まだ早くて6の例えば
0:30:49	この溢水影響に関する評価の中で、そこの式というか評価の対象外にするものという考え方を述べた。
0:30:59	一連の評価の説明の中でそれも
0:31:04	入れた方がいいんじゃないかというふうに理解しましたがけどその認識で合ってますでしょうか。
0:31:10	コサクです概念としてはそうです。一方で、設計方針としてはここでこういうふうに述べ切っているの、これ抵抗性できますとかっていう説明はありだとは思うのでそれを聞いたかったっていうことなんですけど。
0:31:32	古作ですというのも、02の、
0:31:37	資料でいうと、

0:31:39	これも随分前には申し上げたと思うんですが、
0:31:44	最初の3ページ、
0:31:47	の2ポツのところに書いてある。
0:31:50	ことで、
0:31:51	(3)の耐水性を有するとかですね、いうあたりで、確か以前お話したと思うんですけど、どういう体制性が何かみたいな設計方針がないと、
0:32:03	他のところでの耐水性が十分かどうかという判断ができなくてと。
0:32:08	ということがあってまずはその方針をしっかりと述べてください。その上で、
0:32:15	見ていく必要がありますねっていうことだったと思うんですけど。
0:32:20	そのあたりはどう対応されたんですか。
0:32:37	少々お待ちください。
0:32:49	コサクです。大岡さんすいませんちょっと先走って変なところもやらしてしまっただけかもしれないですけど
0:33:09	日本円にしてるわけでございます。
0:33:13	ちょっとちょっと、
0:33:15	外れてるかもしれませんが、そういった議論がございまして、
0:33:21	影響がすいません、溢水影響はないものが明らかなものに限って、前段で評価対象該当はできるけれども、
0:33:30	それ以外細かい中身を見ていかないとわからないものはいきなり評価対象外という言い方をするのはなくてね。
0:33:38	評価対象に一旦テーブルに上げてそこから影響評価をすると、そういった分け方をし、
0:33:44	したつもりでした。
0:33:47	直接ないかもしれないです。
0:33:50	コサクです。あと、
0:33:53	だからそれする等表現が悪いっていう古藤。
0:33:59	かなという気はします。02の資料の5ページで、今の(3)の解説ってありますけど、
0:34:09	水中に設置されてるものを指しているのが、耐水性を有する動的機器っていう表現でそれを指すとはとても思えなくてですね。
0:34:18	それによって誤解を生じるということだと思います。で、しかもこれが次回で示すって言われちゃうと、
0:34:30	なんつうかね宣言はするけど説明はしませんみたいになっちゃってよくないと。

0:34:35	ということなので、
0:34:38	明らかなものというのであればその明らかなものの範囲に限っていることはちゃんと今回の資料で説明いただくと。
0:34:46	ということかと思います。或いは丸ごと工事か否か、また違うかな。
0:34:53	後いかがでしょうか。
0:34:58	はい日本原燃篠崎です。そういったアドバイスいただき、
0:35:03	踏まえてちょっと直させていただきます。
0:35:06	所長耐水性を有するルートとしてこれは、
0:35:11	課税、転落で耐震性を有する動的ということだったので、これじゃ何かよくわからないなということで、解説で無理やり、これは水中に設置される設備を足すんですよというふうに、
0:35:21	結んだんですがちょっと、おっしゃる通り、
0:35:24	この説明になってないかなと思いますので、
0:35:27	お伺います。失礼しました。
0:35:30	はい、古作です。その点だと、挙力一整合っていう関係だと、より明確にしましたっていうことで説明はできると思いますので、対応よろしくお願いします。
0:35:42	こういった辺りが屋外施設での扱っていうところで混乱を生じた原因かなっていう気もしますので、お願いします。大岡さんお出しします。はい。財津若井です。今の議論
0:35:56	ですが毎回ちょっとずつ、いろんな記載は増えていった補足側も添付がもういろんな記載が増えていったるもののやっぱり今提出されている資料も、コサクが申し上げました通り、
0:36:10	本当にこれで大丈夫なのかっていうところまでしっかり書き切れてるとは思わない、思えなかったので、こちらからもコメントしようと思ったの。
0:36:19	させていただいた次第ですのもた、
0:36:23	誰が見ても、これは溢水評価する必要ないねっていうことが、ここに書かれる添付でちゃんと説明されるっていう部分だと思いますので、引き続き、少し検討のほどよろしくお願いします。
0:36:39	今の石崎です明らかに対象外とできるといったところの説明を、
0:36:45	し、
0:36:47	議論に、はい。修正いたします。
0:36:50	はい。清町奥です。
0:36:53	では、00-0一井の方で少しまた確認させていただきたいのですが、

0:37:00	まず今回先ほど説明があった通り、屋外施設で、冷却塔に関してはやはりしっかり評価していくものなので、第1回としてはMOXの建屋の
0:37:13	開口部高さのように、
0:37:15	何かしらの概略評価をつけて、今後、しっかりそこを担保していくって というような説明にされるという変更になったということで、
0:37:25	11 ページ目のところに基本設計方針が書かれているんですが、34 ページのところに基本設計方針が書かれているんですが、
0:37:35	ちょっとここの部分の記載の仕方のところで確認させていただきます。
0:37:39	まず
0:37:41	基本的に内部溢水条文なので、建屋の方でしっかりまずその他該当収益 じゃないや。
0:37:48	その他の溢水に対する対策を建屋に、
0:37:52	の流入防止対策で書いた上で、その流れで、なお三田直というか、育て はしていいんですけど、屋外の溢水防護防護対策設備はこういうふうにし ますというようなちょっと、
0:38:05	順番に違和感があったんですが、その辺、どういう整理でこういう順番 になったんでしょうか。
0:38:17	西尾武でございます。
0:38:19	まず屋外で発生を想定する溢水がなんじゃって整理した上で、
0:38:24	被害者をマーク外ですので、屋外に対してまず奥川を、
0:38:28	説明を田丸で、
0:38:31	ただ屋外だけではなくて屋内に入る。
0:38:34	導入すると、屋内の坪田施設に影響を与える可能性があるということ で、
0:38:39	国井についても考えるとそういうそういった考えでこの準備しましたけ れども、
0:38:47	もともと流入防止に関するところを全面に許可でも出していたこと を考えると、順番逆の方がいいかなかもしれないと思いました。検討 します。
0:38:58	規制庁烏丸そういう意図があったということであればってところでは あったものの、やはり椅子、ここまでずっと溢水に関しては内部溢水 を、
0:39:08	説明してきていて、ちゃんとその外部のことも検討しますよというのを その他の溢水ってところで表現してきた中、ここだけ何かそっちが メインみたいな。

0:39:19	扱いを受けているようなイメージがあったので、そこは、まずしっかり建屋の流入防止っていうのは、今まで説明してきた区画とか区域、区画との関係とかも、
0:39:30	踏まえて、まずしっかり留意をしますと。
0:39:33	その上で、国内はこういう屋外のものにも、
0:39:37	守んなきゃいけない施設があるのでそこはしっかり守ります、こういうふうに守りますっていうような、
0:39:43	流れの方が自然かなと思いますのでまた、検討いただければと思います。
0:39:50	井上シノザキです今のご質問説明すごい納得できましたのでそうはいかないと思いますので、順番の方は変えさせていただきます。
0:40:01	はい。規制庁勝です。で、同じ場所ですすね 6.6. 1 のまた書き、2 段落目のまた書きがここがちょっと、
0:40:09	ちょっと不明瞭というか、
0:40:11	曖昧なことが、
0:40:13	新名の基本設計方針としては曖昧な記載になってるのかなと思いました。まず、主語が、
0:40:19	ないっていう点が、その曖昧さを、
0:40:23	招いている一つの理由かなと思いますし、あと、設置高さを確保する等っていうのは、
0:40:31	この等は、被水以外に何かあるんでしょうか。
0:40:42	日本原燃塩崎です。
0:40:47	ちゃんとサービスマスがおっしゃるように被水
0:40:51	かなと思います。
0:40:53	はい。規制庁甲斐です。であればここはどう使わずに、ちゃんとまず没水に対しては設置高さを確保するとちゃんと本すべき部位渦居が、
0:41:05	設置高さを確保されるっていうことと、あと被水に対してもちゃんと本構造等で、
0:41:11	屋内のものと同じようにやりますよっていうことが、明記されていないとちょっと基本設計方針としては、
0:41:20	記載が薄いかなと考えた次第です。
0:41:23	ので、また今おっしゃった通り、検討いただければと思いますのでよろしくをお願いします。
0:41:39	清長岡です。あと、00-01 に関していく、説明なかったところでいくつかなんですがまず 11 ページ目。
0:41:50	とは、

0:41:51	許可の添付のところでハッチングされているところで、ちょっとこれは、
0:41:58	補強というかですね、再処理の施設の特徴として、
0:42:06	1 水源となり得る機器はという (4) の下の段落の、
0:42:10	なお書きからのところ、化学薬品、
0:42:14	についてっていうところも、ここでは、基本設計方針には含めておいて、ちゃんと次の化学薬品の条文との、
0:42:24	それもというか、そういったところも気にして書いた方がいいかなと思った次第ですがそこはいかがでしょうか。
0:42:41	上西尾崎でございます。それで今 I R I D 添付と書いてございますけども、
0:42:47	どうでしょう。
0:42:49	はい基本設計方針に含めるべき内容として、整理したいと思います。はい規制庁先生よろしくお願いします。
0:42:57	あと 42 ページ目。
0:43:04	の (5) 、ここは前回の議論というか、ごめん。
0:43:09	として事実確認をしたところで、ちょっとここだけだとわかりづらいの 215 ページにある、出店側で、
0:43:18	215 ページのほうを開いていただければと。
0:43:21	思います。
0:43:23	(5) の緊急遮断弁についての、
0:43:26	話で、MOX 側、地震計が K I c だからということで、地震計及び緊急遮断弁という、
0:43:34	整理になっている一方再処理では地震計がなくて前回事実確認として、なぜですかと伺って少し補強された。
0:43:44	ところではあるんですが、まず、
0:43:47	機械式遮断弁が混在しているふうに今回、
0:43:52	説明があって、機械式遮断弁は、まず地震計は要らないっていうそういう構造なんですか少し構造を説明していただけますか。
0:44:06	次に資料だけです。すいません機械式斜面というところからちょっと
0:44:12	なかった大変申し訳ございませんもう一度いただけますでしょうか。まず、規制庁から、まず、地震計がついていないとされている機械式遮断弁は何で、地震計がついてなくていいとそういう整理になっているのでしょうか。
0:44:34	広井西崎でございます。

0:44:37	地震計のマシンに振動を持ってしまうという表ではなくてある一定のを感知して、機械的に閉まると、そういった構造になっている遮断弁でございます。
0:44:49	はい。規制庁岡です。許可時の整理事業なんかは、カンシンキがあってそれと連動してしまうからというような説明も、
0:44:58	少し見たので、そのカンシンキなんかは、内部2とりこ一体化として入っていると。
0:45:08	そういう構造なんでしょうか。
0:45:16	うん。
0:45:18	同時にするだけでございます。内部というわけではないんですけれども近傍の近傍に感震計みたいなものが設置されていて、そこでドライヤーに繋がってる
0:45:29	地域的に繋がってるような、
0:45:31	そういう問題の構造になってございます。以上です。規制庁です。そう。結局設工認でみたいところのその検知とか起動ってところの、
0:45:42	妥当性みたいなものは説明できる。
0:45:45	ようなことになっていますよねというのが一番聞きたかったことなんですか。
0:45:50	いかがでしょうか。
0:45:57	表面石崎です。次回、書類で説明させていただく予定してます。はい、規制庁仮設わかりました。あとですね
0:46:09	混在しというふうに説明があって、
0:46:12	一方では空気シキの遮断弁もあると思うんですがそちらの扱いはどういう扱いになっているのでしょうか。
0:46:33	少々お待ちください。
0:46:38	ちょっと日本原燃篠崎でございます。
0:46:42	武器遮断連と機械式遮断弁の使い分けという意味の、
0:46:47	ご質問でしょうか。はい。規制庁甲斐です。空気遮断弁がもしあるのであればMOX側のように、結構地震計に頼っているところもあって、地震計及びというふうについて、
0:46:59	北野に対し、再処理側は、今の説明だと、空気式の遮断弁もあるんですがというふうに書いてありながら、地震計は入りませんとなっていますので、
0:47:09	そこら辺の整理、違和感があったのでその辺の整理を機伺っているんですがいかがでしょうか。
0:47:24	すいません泉谷のイシハラです理解いたしました。

0:47:27	当最初には、いただいたように空気遮断弁等きっちり遮断弁がございます。
0:47:35	MOXの方は空気しかございませんので、
0:47:40	地震の勝山人権話をかけるんですけれども、
0:47:44	最初の方はそういうふうなふたパターンありますので、地震警報するものを押さないものがあるのでちょっと丸めてこういう記載にしているということでございまして、地震計の扱いについてはMOXと同じでございます。
0:47:58	生協、館です。ちょっと申請者から上の基本改定をちょっと確認しておきたいんですけど、
0:48:05	例外がある場合は、何も書かないではなくて、例外のこともわかるように書くのが基本だと思ってんですけど、今のお話だと、空気遮断弁もいるんだけど、全部に適用できないから、いっそ全部記載を消しましたっていうふうに聞こえてしまう。
0:48:20	なんか日数そうなってしまってるように見えるんですけど、その辺りの考え方って大丈夫ですか。
0:48:30	西内でございますそういう違いがあつてすいません。許可の時から記載の違いがあつたので許可に準じた記載としたんですけども、
0:48:38	設工認断面で今、再三ご指摘いただいた通り、まず調査の詳細に書くべきといった、原発。
0:48:46	かなと思いましたがどちらかというともOXの記載プラス、
0:48:51	最初の違いとして、記載をオンするような、し修正をさせていただきます。
0:48:58	はい。規制庁田尻です。
0:49:00	要は設計として何を担保しなければいけないのかっていうのを検討いただいた上で必要なものを書いていただくと基本だと思っているので、何か、
0:49:09	ちょっとイレギュラーで書かないとかがっていう方向についてはどうかこうかという検討をしっかりといただければと思うんでよろしく願いいたします。
0:49:19	規制庁からですがちょっと今の、
0:49:22	説明でやっぱり気になったんですがそう言った記載ルールみたいなものが他のところでも、
0:49:28	適用されてるんでしょうか。

0:49:44	日本原燃石原でございます。今、谷津がしゃべったのは、決してルールでそういうことがあるわけではないので、ちょっとその条文として書き方はもう、
0:49:54	間違った方向に行ったの、多分チェックの段階で見つけられなかったって方がまずかったかなと思ってます。
0:50:03	基本原則のルールは谷井さんおっしゃっていただいた通り設計として示すべきものはちゃんと出す。
0:50:08	例外があった場合は例外として書くにしてもそれを消すということはありませんなくて、必要なものは全部、農地としてちゃんと起こして、こういう設計だということを明らかにするってのが原理原則でありますので、
0:50:21	そういったことで、展開できていると思っておりますが今一度、そこはチェックをさせていただきたいと思えます。以上です。
0:50:27	はい。規制庁岡ですちょっと。はい。これ新保、一応記録に残るヒアリングですので、その辺はしっかり社内で精査していただくのが、
0:50:38	良いかと思えますのでよろしくお願いします。
0:50:44	と。
0:50:45	規制庁岡ですあとお本文が私からは以上なんです、
0:50:50	ちょっと続き、別紙の方に移って、あまりないので別紙の方移らせていただきます別紙4の方、4-1の136ページ目。
0:51:03	ここ、
0:51:04	に関しましては先ほどの基本設計方針に準じた形でしっかり論じていただくってところなんです、ここも少し薄いというのが印象でして、もう少し
0:51:18	他、建屋の順番なんかが変わるとは思うんですが、屋外の施設に対してはどういうふうに、
0:51:26	本をしていくかっていうことがしっかり説明されていくおく必要がある場所かと思えますので基本設計方針等同程度よりは、やはり、
0:51:36	もう少しその守るべき運用とか、しっかり書く必要があると思っております。で、関連して166ページ目のところ、
0:51:46	今回の具体的な説明をするところろうなんです、
0:51:51	ここが非常に移ってですね、まずちょっと井戸を確認したいんですがこの166ページ目のなお書きここで、冷却塔の今回の
0:52:01	説明は、こうで滑ってにしようと思われてるのでしょうか。
0:52:12	2年目にしゃべってございます。
0:52:14	ここがまさに冷却塔を今回の評価対象として選べますよという結論が出るところでございますので、

0:52:23	その場に概略評価を行って安全機能を損なわないことを確認したと言って、これは補足で説明することを考えてございました。おっしゃる通り
0:52:35	冷却塔に関する具体的な
0:52:38	書類の記載はここだけというふうに考えてございました。以上です。規制庁甲斐です。な、やはり申請対象設備であって、かつ、
0:52:49	防護対象設備で、かつ評価対象設備までなったんでしたら、その評価対象だっていうことがまず
0:52:57	わかるように、しっかり説明されるとそれはどういうことがあって評価する対象設備になって、何を防護しなきゃいけない何を担当しなきゃいけないっていうことを、
0:53:08	書いていただいて、あとは
0:53:11	小構造図とかですね、あと仕様表にも高さとか書くと思うので、そういったところの関係。
0:53:17	もう、しっかり明記するっていうのがまず、申請書としてのスタイルだと思います補足説明資料は、あくまで申請書のバックデータでしかない、ありませんので、
0:53:29	幾ら補足説明でしっかり説明したといっても、
0:53:32	それが申請対象になってない担当されたものにはなってませんのでその辺の認識を踏まえてここは記載の充実化をお願いしたいんですがまずいかがでしょうか。
0:53:45	日本原燃ただけです概略評価が行いましたという。
0:53:50	いや不足だということを今理解しましたその設計方針、すいません、添付書類を本文に、
0:53:55	くべき内容というところをちょっと再度、
0:53:59	事務局長出して精査していきたいと思います。はい、規制庁のMOX側でも似たような議論を最後まで結構していろいろやっぱり申請書類としてここまではしっかり、
0:54:10	書くべきだっていうようなこと例えば概略評価でも、何を担保するっていうところまではしっかり書くべきだという議論があって、いろいろとこう、
0:54:19	書いてきたところがありましてそういった議論をし、しっかり参考にして再処理側も水平展開をしていただければいいのかなと思っていましたが、
0:54:30	はい、よろしくお願いします。
0:54:33	00-01 に関しては、今、

0:54:36	のところ、またSFPの水位計水温計等の再整理とかも踏まえ、また再整理されるものと考えておりますので、引き続き、
0:54:47	よろしくお願ひしますが、他規制庁側から今の別紙、0001に対して何か、
0:54:56	確認事項等ありますでしょうか。
0:55:05	規制庁岡です。それでしたらあとは02とか03の辺りちょっと、補足説明資料の102とか03の辺りちょっと、
0:55:14	残っていますが何か原燃側から説明したいこと等ありますでしょうか。
0:55:20	論点にただけでございます。特にこちらから補足するところございません。対象対象外という位置付けを、
0:55:28	前回から変えてございますので、
0:55:31	評価対象外載せるもの等概略評価結果ということでちょっと位置付けが変わって補足説明資料バラバラになってございますが、
0:55:39	内容についてはちょっと見ていただいたものに対して記載をするといったところを充実させてきたものでございます。
0:55:45	以上です。はい、伊佐医長かですね、ちょっと0203幾つか確認させていただきます。まず02の方で、先ほどもいろいろな議論がありましたが、あと勝元の説明でも、
0:55:59	今の臨界評価のところ、臨界管理対象設備で委員会の発生に至らないものに関しては、個別で検討しなきゃいけないようなワードが結構入っていてですね。
0:56:10	これだといまだちょっと説明が不足してるかなと思いましたが、
0:56:15	引き続き、誰がどう考えてもこれをやる必要ないっていう。
0:56:19	ことを説明していただければと思います。その上で、許可時の整理資料だと、結構今回ただし書きで、例えば、水02の4ページ目の(1)の
0:56:32	ただし書きのところで、前回少しコメントして、
0:56:35	追加したようなところもあるんですが、許可時の整理資料だともう少し、
0:56:40	いろいろ
0:56:42	こういうケースは
0:56:45	これに該当しませんみたいな、除外の考え方みたいなのが整理されていてそういったところまで、少し変えた方がいいかなと思います。例えばですね
0:56:56	今液体物を想定されるような何か書き方になってんですが田井委員。
0:57:01	粉体とか、粉末を取り扱う設備等とかですねそういったものも、

0:57:06	ここでは除外するような書き方になっているんですがその辺の認識はいかがでしょう。
0:57:15	日本原燃篠崎でございます。除外とする対象を考えたのは許可の整理しようから変わってございませんので、
0:57:24	1 A、整理し部会というところのエッセンスをちゃんとここで拾い切れてないという、そういうことだと思います。
0:57:32	はい、規制庁課ですそうですねそういう、古藤ですのでまた少し検討いただくのがいいかと思いますのでよろしくお願いします。
0:57:42	水ゼロに関して私からは以上、提出して、
0:57:46	続けて 103 の方、
0:57:49	に移らせていただきます。
0:57:51	三井 03 の方はですねまず 4 ページ目。
0:57:56	8 ページ目。
0:57:58	すいません。
0:58:02	この辺、
0:58:03	この説明で、まず、
0:58:07	2-2 図、マスキングされてはいるんですが、
0:58:12	説明対象のところはどこなのかっていうところが、もう少しわかりやすくして欲しくて、例えば機能喪失高さが、
0:58:20	どこなのかっていうことは図の方でしっかり示される。
0:58:25	必要があるかなと思いますが、
0:58:28	その辺、
0:58:29	いかがでしょうか。すいません。稲見シノザキでございます。おっしゃる通り、
0:58:35	まず取り出してありますけど高さを変えてるんですが、機能喪失高さだといったような情報が、
0:58:41	ちょっとなく加味してなくて、ちょっと不親切だと思いますので、
0:58:45	対象がここで、
0:58:48	大掃除高さはここを指してますと言ったのをちょっと明確にわかるように修正させていただきます。はい。規制庁工藤です。よろしくお願いします。あと 9 ページ目、こちらも似たような感じなんですが、こちらマスキングでして、
0:59:04	水色と橙月。
0:59:06	半分ずつ塗られているようなところとかいったその凡例にはないようなところもあるんですが、それって、

0:59:14	水色等、外来がどちらも含まれているとかそういうことを表現しているんでしょうか。
0:59:21	はい。逸見シノザキでございます。
0:59:24	まり着とさしてございまして、おっしゃられる通り被害者にもなるし防護すべきありませんと。
0:59:31	医者にもなるし防護すべき対象でもあると。
0:59:34	ということですので、ちょっと慣例に追加させていただきます。はい。規制庁鍛冶です。お願いします。
0:59:42	あと 13 ページ目。
0:59:48	の日
0:59:50	水影響のところ、今回もちょっと追加はされてはいるんですが、まず、
0:59:57	前回冷やでもコメントした通り
1:00:01	I P コードの 4 だと。
1:00:05	やはり、あまり
1:00:07	屋外施設として、溢水防護対象施設がこの程度だとあんまりよくないということで、いろいろ構造的なところの説明も追加して、
1:00:18	もらってきていると、いうことがあるんですが、
1:00:22	I T 高度の 4 ていうのをここの記載で残している理由っていうのは、何、どういう意図なんでしょうか。
1:00:32	柴垣でございます。すぐはなくてですね、おっしゃる通りこの前の議論を踏まえまして、
1:00:40	1.4 だから、
1:00:42	ちゃんと構造等で必要に対して守られる構造になっているといったところを示しているのが、説明の大前提になってございます。
1:00:53	すぐになお書きの下にさらに
1:00:56	残していたんですが、今、不要な情報で不要な情報なので、
1:01:01	していただくこと検討します。
1:01:03	はい、規制庁から何か例えば軸、
1:01:08	いろんなその本、本をしたところに対して実験、
1:01:13	押ししましたとかそういう補強にもならないんですか。
1:01:29	日本原燃石崎でございます。すみません 1 回確認させてください。
1:01:34	だから特別な被水の試験や、
1:01:38	そういったし、
1:01:39	させられないのか、そそういう意図でのご質問でしょうか。はい、規制庁からです J P 4、J P W 44 だと何か、試験で、
1:01:49	担保してるようなところもあってそういう

1:01:53	ことを補強しようとしていたのかとも思ったんですがそういうことでもないってということなんでしょうか。志田でございますそういう意図ではございません。そういう仕様の中だということを書いているだけです、
1:02:07	まずはその水も、に対してちゃんとした防護できる構造となっているところを、説明にさせていただきたいと思います。はい、規制庁です。わかりました。
1:02:18	規制庁谷です。この部分その他外部の方でも附属資料出てきてるところなんで次回ヒアリングでも伝えるかもしれないけど、事前にちょっとパネルお伝えしておくんですけど、
1:02:31	今回その高井の補足資料で出てきたところでは、
1:02:37	フィティングって名前は出しちゃ駄目でしたかねこれ。
1:02:43	これ、山木堅田としたらすいませんあとでちょっとお聞きしてあげてこの名前言わずに言うが無理なので、開けていただきたいんですけど、その部分で担保するって言ったとしたら、それがあることによって自主的な止水性まで担保できてるんだというようなところまでは、内容を補足していただきたいくて、
1:03:00	あるから大丈夫ってのはある程度意識ができるところではあるんですけど、別に比木において試験結果はなかったとしても、それをつけたものにおいて実績の姿勢が担保できるような話っていうのは別に揺れるんじゃないかなと思っているので、
1:03:13	この機器での試験にこだわらず、それをつけてることによってシステムポリウレタンもできるんですよっていう話を言ったそういった内容を補足していただきたいのと、あと先ほどのIPの方の話に関しても、
1:03:23	ただ、このよってというのが、どの部分まで読んだのかわからないんですけど、さっきのやつをつけているプラスその中の部分だけでもいいんですけどっていうのでしたらそれは補足内容になってるような気がしていて、
1:03:36	どんな場合に対して4なのかっていうところも込みで附属に使えるんであれば使っていただければと思うんですけどそのあたりいかがでしょうか。
1:03:46	日本原燃篠崎でございます。沼沢委員。
1:03:49	その他外傷とは
1:03:52	一応ご協議させていただきまして、今言われた通り、
1:03:55	〇〇がついてるから大丈夫で終わらずに、もう少しちょっと深井橋ができるような準備を進めるように、ちょっと調整いたします。
1:04:07	P4のところにつきましては、

1:04:10	トラベルの方よりもこんなふう聞きして、全体的にこの
1:04:18	の比較に連続する防水性を持っていると。
1:04:21	そういう市医師会に耐えられる構造になってると、いうことだと思いま すのであまり部位ところではないんじゃないかなと思っています。
1:04:29	はい、規制庁谷です。内容と工夫していただくて使える情報使いながら 説明いただければと思うんで今回というのはその他北海道のところに示 されるとしているのかなと思ってるんで、
1:04:40	そちらの方でも多分土岐の方の図とかをつけながらの説明だったと思う んでまたそちらの方で聞くのでそれまでに準備できるも準備していただ ければと思うんでよろしく願いいたします。
1:04:57	規制庁岡です。溢水関係全体を通じて他規制庁側から確認等ありますで しょうか。
1:05:08	もしよろしければ薬品の方、
1:05:11	移っていただければと思います。また、原燃側から説明をお願いします す。
1:05:18	西崎です。ちょっと
1:05:21	現場の席の入れ替えあります少々だけお待ちください。
1:05:38	ああ、そうです。
1:05:50	あ、
1:05:55	確か。
1:05:58	流れかもしれ
1:06:09	ん。規制庁鍛冶です。ちなみにちょっと待ち時間でさっき僕が名前言っ ちゃったやつなんですけど、あれ名前市栄自体がマスクング対象なの か、それとも、その市側と一緒にいうとマスクング対象なのかっていう のも込みでちょっと後で教えていただけると
1:06:24	名前しか出さないように言ったつもりなので、そこだけならセーフって 言うんだったら行ける気もするんですけどちょっとどこまでが対象なの かっていうやつちょっと別途教えてもらえばと思うんでよろしく願い します。
1:06:34	前例にしてるだけです東海林しました名前というよりはそれがどこにつ いてどう見えるかということ自体がその設計の商業機密だと思いたすの で、
1:06:44	おそらく問題ないんじゃないかなと思いますけれども確認して回答いた します。
1:06:57	402 シノザキです。お待たせいたしました。つい化学薬品漏えいについ ての説明をさせていただきます。

1:07:04	令和4年10月11日に提出させていただきました。
1:07:09	医薬品000一番になります。
1:07:12	こちらですね。
1:07:14	前回ヒアリングで、
1:07:16	先ほど溢水を議論させていただきましたように、
1:07:20	同時客ⅢD冷却と、
1:07:24	こちらはですね、遠い距離にあるからいいよということで評価、障害という整理をしてございましたけれども、その他距離があるといったようなところ自体も含めて評価でしようといったご指摘をいただきまして、
1:07:38	評価対象外ではなく、評価対象外として、
1:07:43	をするということで資料の方、全体的に見直して参りました。
1:07:49	内容的には先ほどの溢水と同じような、アジアと同じようなというか等、同じ記載になってございますので、
1:07:57	先ほどご指摘いただきました、屋外に対してですね、まずはその屋内にある薬品防護対象設備というところから、
1:08:07	トーン
1:08:08	説明を展開すべきでしようといったご指摘はこちらにも当てはまりますので、章構成なんかは同じように皆をさしていただこうと思います。
1:08:17	それに加えて薬品の方では、先般いただきました有毒ガスの許可に、
1:08:23	もらいまして関連するところこちらの薬品の設工認の方にも落としてございます。
1:08:30	それに加えて、前々回のヒアリングで、
1:08:34	もともとちょっと薬品、基本設計方針、細かいことを書きすぎだといったご指摘をいただきまして、
1:08:42	基本設計方針、添付書類D各記載程度についてちゃんと整理していきしなさいといった、ご指摘を踏まえて修正して参ったんですが、
1:08:52	その際にちょっと記載を0にすぎたりとかですね。
1:08:55	修飾枕詞が抜けたことを
1:09:00	なくしたことによって、
1:09:02	その許可での意図とかニュアンスと、
1:09:06	今特定できないとかちょっと変わってしまうところがあるだろうといった、
1:09:10	ご指摘をいただきまして、全般的にちゃんと見直しなさいといったご指導をいただいております。
1:09:15	それを踏まえて、全般的に見直して

1:09:19	いろんなところを修正を加えてございます。
1:09:22	大きな修正ポイント以上でございます。
1:09:26	うん。
1:09:27	はい説明内容以上になります。はい。規制庁角です。まずですねちょっと全体的な話なんですけど変更点の青字が、
1:09:38	他の条文だと、
1:09:41	消したところっていうのは消した消しましたっていうのがわかるように、ちゃんとその前後の点とか、
1:09:47	句読点とかそういうのに青字にしてわかるようになってたんですが、薬品がですね結構毎回消されるとそ、それが、
1:09:58	ちゃんとこちらで認識できづらいついていうような、何もマークがないような整理をされているんですが、その辺で、
1:10:06	ちゃんとルール行き届いてますでしょうか。ちょっと変な話なんですけど、
1:10:19	はい。
1:10:20	表面でシミズです。はい。すいません事務局の場合、チェック、ちょっと行き届いてないところございますのでしっかりチェックさせていただきたいと思います。はい。規制庁角です。結構医薬品だけ目立って毎回会ったりもしていたのでちょっと言うと、
1:10:34	有用かなと思ひまして適切な配慮をよろしく申し上げます。
1:10:39	あと0、別紙1、00-01の別紙1の順番に少し確認させていただきます。8ページ目のところで、
1:10:48	前回までHNって書いていたところが詳細ヒドロキシルアミンに変わったんですがこの意図っていうのは、
1:10:58	例えば、テンプレ側では、
1:11:02	カーにHNっていうふうに置いているから、
1:11:06	板野がそういうのがなくなったからとかまずそういうことなんですか。
1:11:13	日本原燃堀内でございます。
1:11:15	こちらの方ですね前回は伴と直接書いていたんですけども
1:11:20	権力もございまず通りの班というのは特徴というか略称でございまして、これはやはり最初に出てくる部分ですので、賞賛いろいろ岸上という正式名称を書くべきだということで修正をしております。
1:11:31	加えましていかんという部分、許可の方にあるんですけども設工認の方で内容は、

1:11:39	瀬の設計方針の中でも旗が出てこないということで略称は不要ということでこういった記載の修正をさしていただいております。以上です。はい、規制庁から。わかりました。で、
1:11:51	あと、ちょっと気になっているのはT B PなんですがT B Pって、
1:11:55	ドッカーでも使われてはいますが、ここって横並びというか、あんまり配慮しなくていい。
1:12:02	単語なんですか。
1:12:10	南野ホリウチでございますご指摘の通り正式名称としましては取り口林産等という名称がございますが、すいません最初の中ではもう、
1:12:21	当的に使っていた言葉でございますそのまま記載させていただいております。ちょっと過剰の記載等も確認させていただきまして、横並びを踏まえたをさせていただきたいと思っております。以上です。はい。規制庁原島いろんなどころで使われてて、一般的にも使われているということをご認識しておりますので、
1:12:38	その辺の横並びで少し気になるといったところがあれば、こういったのもケアした方がいいかなと思えました。
1:12:45	はい。
1:12:46	あと9ページ目。
1:12:49	の、
1:12:52	今回、
1:12:57	その添付書類6の手順のところ、
1:13:03	手順を定める。
1:13:06	あと一番最後の段落の、
1:13:09	さらに2のところの後のところのグレーハッチングが、
1:13:16	ひし形の2の詳細設計になってて実際、別紙1で展開されている部分も全部照査
1:13:25	設置詳細設計としてこう書かれているんですが、
1:13:28	この辺は、設工認上、何を担保するために、説明されているのかっていうのが少し、
1:13:36	理解できなかったんですが、
1:13:38	何なんですか。
1:13:53	a n dホリウチでございます。
1:13:55	こちらの今グレード発注させていただいている部分に関しましては今回先ほど衛藤志水の方から申し上げました通り、
1:14:03	営業クラスの許可に伴って追加した項目となっております。

1:14:08	今回、グレーで飛ばし飛ばしてるとか添付の方で展開させていただきける部分につきましては、手順の詳細という部分がございますので、まず手順を定めることによって
1:14:21	規定のものは定めるんだよという部分に関して基本設計方針の方で展開をさせていただきまして、その具体的内容は添付で展開するという形の構成でまとめさせていただいております。
1:14:34	うん。規制庁岡です。手順を定めることを、基本設計方針です。ちゃんと決めて、そのうち、設工認なので、機器の設計及び工事にかかるようなところで、必要な
1:14:51	機器として担保しなきゃいけないようなものに加えてその前提で手順がある場合は、何か、
1:15:00	その辺の網羅性も踏まえてしっかり説明いただければいいのかなと思った次第なんですけど、あくまで設工認なので、手順を書くからにはその前提となるような
1:15:11	トーセ、工認で担保しなきゃいけないことっていうことがあると思うんですけど、この部分に関しては、それがちょっとわからなかったので伺った次第なんですけどいかがですか。
1:15:44	何年目のホリウチがございますすみません。吉尾おっしゃっていただきました通りですねやはり低調な定めるとしてもどういった部分についてというところは、今全く記載がない状態になってございますので、
1:15:57	今そのグレーに開けている部分から必要なエッセンスを抜き出してですね、こういったものを担保するんだということがわかるようにまとめ直させていただきたいと思います。以上です。
1:16:08	規制庁からちょっと、
1:16:11	今の回答だと不安なんですけど、逆に言うと、この手順を定める上で必要な設工認の部分はどこになるんでしょうか。
1:16:29	規制庁コサクですけど。
1:16:31	これは即答して欲しい話ではあったんですけど、少なくとも、これって
1:16:38	新基準適合のあと 2、個別 2 変更許可申請された案件で、非常に設計上重要な
1:16:47	ポイントだったと思うんですけど、いかがですか。
1:16:53	理解されてます。
1:17:05	規制庁コサクですけど変じゃないのはちょっと。
1:17:08	聞こえてないのかどうかちょっと不安ですけど失礼しました。ここでの要員が確実に作業しない作業というか、監視をしてないと。
1:17:19	設備の設計のコンセプトが崩れるんですよ。

1:17:24	なのでそれを担保するというために必要だということを、上位概念として設計方針を述べてもらって、
1:17:32	その内数のして、しっかりとその行為は保安規定で定めますと、書くのが筋じゃないかっていうのが、大川の言ってるところの、
1:17:43	話なんですけど、わかります。
1:17:50	原子炉だけです。すいません鳥飼が足りてませんでした今野で認識しましたので、設工認にそういうことを書いて、撤回したいと思いますが、記載させていただきたいと思います。
1:18:04	はい。補足です。
1:18:07	それ言っておきながらなんですけど、
1:18:10	新たな、
1:18:11	何だ、有毒ガスの事業変更許可申請の対応で書かれた内容っていうのは、一応新基準適合のときからそもそも設計としてはなっていて、
1:18:25	それで問題ないことを、影響評価をして確認をしたというたてつけだったと思うんで、
1:18:35	今回の設工認の申請は許可よりも前に申請されているものとは言いつつ、し、
1:18:43	この申請の中でも、
1:18:46	適正化の中で、含んだ形で書けるのかなと思ってたんですけど認識は合ってますかね。
1:18:55	明電舎だけですかはい認識は合っています。
1:19:00	はいコサクです。それであればしっかりと書いていただきたいと。
1:19:04	大庭さんどうですか、規制庁課です。対応よろしくをお願いします。
1:19:08	あと、12 ページ目。
1:19:11	で、
1:19:12	これも似たような話ではあるんですが、12 ページ目の基本設計方針のまた書き、これも有毒ガスのところで追加された情報ではあるんですが、ここ、
1:19:25	考慮するとなっていて、これ、具体的に設工認上どういうふうに、
1:19:30	扱うのかということを少し説明していただけますでしょうか。
1:19:56	すいません少々お待ちください。
1:21:00	すいません日本連盟の海老名です。ちょっと今の、私の回答であってるかどうかわからないんですが、前段の方に記載してあるのが、設備の影響、
1:21:12	相談の方は人への影響ということで、設工認、設工認じゃねえや、許可の段階では、そこ、

1:21:21	前の方は書いてあったんですけど後段の方はここでは明確に書いてなかったんですけど、今回有毒ガスのお話ですね適正、記載を適正化したということでここに追記したというのが回答になるかと思います。以上です。
1:21:37	はい。すみません。日本原燃社でございます。
1:21:41	ちょっとそのまま許可に書いてあった順番で、設工認との関係を何部を多分スキームとして考えずに、横にスライドした形になってしまってますので、
1:21:53	そこを整理を先ほどコサクさんの話とともに整理が必要だと思います。もともとその許可で言っていた有毒ガスはやはり今回の設工認でいうと、安重は防護対象として設計として守ります。
1:22:07	安全起案所以外の安全機能を有する施設は、代替措置または安全、
1:22:14	安全、
1:22:15	安全余裕の中で必要な期間の中に補修等ができるということを前提にその機能を守ると言っているの、そういった対応がちゃんとできるという前提のために、いわゆる人への対応ってのが必要になるのかなと。
1:22:28	そういうところ繋ぎをして、多分全体に展開しないとただ上の話を書きましたのではないのかなというのが今考えていたところでした。以上です。
1:22:37	はい。規制庁岡です。同様の理解でして、手順を書くのであれば、ちゃんとその手順はどこから伴っているのかとかあと有毒ガスにからの、
1:22:48	反映するエッセンスは、ただよ、先ほどスライドしたっていう、おっしゃっていましたが、まさしくそうなっていて、基本設計方針に対して、今までこういういろいろ整備してきた基本設計方針に対して少し、
1:23:02	浮いているような状況なんでこれが書いてあるだろうというところが、今回一番目立ったところでした。なので、少し2ヶ所聞いてみたんですが、石原さんがおっしゃった通り、何でこれを書くのかっていう考え方が、
1:23:16	しっかりやった上で、かつそれは多分伴有的のためのっていうところで、外部火災の
1:23:24	消火活動のところで説明しているような話も、これに近いところではあったんですが、そういうところがしっかりわかるように設工認の資料で、何でこれが書かれてるかっていうことが、
1:23:37	説明があるといいなと思いました備考等も使ってそういうところをわかるように少し整理いただければと思います。
1:23:47	規制庁日下です。先ほども、

1:23:51	話したところではあるんですけど、荒。
1:23:55	有毒ガスの変更許可がすでにされていてと。
1:23:59	いうこと
1:24:03	等、
1:24:04	その許可の際に許可本文自体も適正化でいろいろと変わってきて、これまでの許可で書いたことを、
1:24:14	わかりにくいところわかりやすくしてとかっていうふうに対応してたと思うんですけど、ここでの、
1:24:21	対応、事業変更許可は、その前のものだとは思んですけど、新たなものも反映するみたいな作業はしてるんでしょうか。
1:24:44	規制庁加来です。返事がないということはしてないということと理解します。今ここで引用している許可の文章は、その最新のものを使っていますので、
1:24:57	古作です。わかりました。
1:24:59	そうするとその最新のっていうのはあれですか。
1:25:04	今回の設工認は
1:25:07	認可を受ける前に変更、事業変更許可がされたので、
1:25:13	許可整合の関係からは最新の許可の、に整合させますっていうことで作業されてるっていう形ですか。
1:25:23	表現式ですはい。今おっしゃっていただいた通りでございます。
1:25:28	はい規制庁小高ですわかりましたで、その際に、何そういう記載の適正化がされたのかみたいなところ或いは設計のコンセプト、ちょっと
1:25:39	いうところについて、有毒ガスの事業変更許可に対応された方は、の知見なり考えっていうのは反映されているのか。
1:25:50	ていうところで、もともとこの設工認の長引いた理由も、許可の際の担当者が、
1:25:57	すいません、有毒ガスの許可が長引いた理由は、
1:26:04	新基準適合の担当者が入っていない中、やったために新基準でのその申請書体系。
1:26:12	を理解せずに進めちゃったのでと。
1:26:14	ということがあって、この設工認も逆の意味で、
1:26:20	同じようなことが起きえないかっていう古藤なんですけど、その点はどうなってますか。
1:26:34	うん。
1:26:35	はい。日本原燃の蝦名です。おっしゃるのは、我々の方でも憂慮しており、

1:26:43	ですから今度は逆みみたいな形で1度、なんすか、ループバスチームの方から我々の方が、その奈由氏、自分に教えてもらって、理解しなきゃいけないということで、
1:26:58	僕が宗谷チームとですね、コミュニケーションをとりながら、
1:27:03	いました。ちょっと今日のお話だと、その中には、その結果がですね、十分かと言われると十分じゃないような可能性もあるのでえっと、
1:27:13	ちょっとコミュニケーションをさらにとる必要があるんじゃないかなというふうに感じた次第です。以上です。
1:27:19	はい、古作ですまさにそういうところだと思います。で、と言いつつも有毒ガスの担当者はあくまで許可のことしか知らなくて、設工認の基本設計方針としてどういう議論がされていたかっていうことは多分知らないと思うので、
1:27:35	結局のところ両者ちゃんとそれぞれのことを話しながら、トータルとしてどうあるべきかっていうのを、両者理解をしていくということが大事だと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
1:27:57	規制庁岡です。原燃、今野。
1:28:01	方針で、
1:28:03	対応できそうでしょうか。
1:28:06	はい、姫野石崎ですそのように対応させていただきます向かってもらってなくて申し訳ございませんでした。
1:28:12	はい。規制庁岡です。では別紙1に関してはとりあえずそういうところをしっかりと、まず次のフェーズで整理いただくというところで、他へと規制庁側から気になっていること等ありますでしょうか。
1:28:27	特にないようでしたら、あと別紙4のところは先ほど水の方でもお話ししました133ページ目のところで、
1:28:36	今回の申請対象設備が冷却塔で、そういうものはどういうふうに本しますってところが0で、今回も、
1:28:44	開架れてなかったというところは溢水と同様でして、そういったところ、
1:28:51	薬品に対してしっかり書くってことだと思っていますその辺の認識はいかがでしょうか。
1:28:59	はい。榎並シノザキでございます。先ほど溢水でいただいたご指摘と全く同等だと思います。同じように、添付書類で、
1:29:07	これで書くべき内容といったところは、ちゃんとここに書いた上で、
1:29:11	家族との住み分けをしっかりとやりたいと思います。はい以上です城下ですよろしくお願いします。関連して、土肥水道維持の方も、

1:29:20	確認したいんですが、01 というに関して何か説明等ありますでしょうか。
1:29:27	薬品 01 すいません。
1:29:34	はい。日本原燃石崎でございます。
1:29:36	こちら特に
1:29:39	細かい説明はございませんけれども、
1:29:42	もっと脚整備委託等は評価対象外としていましたので、
1:29:48	その評価はC評価とかそういったものではなくて単純に距離があるからオーケーですよといった説明に対しまして、
1:29:54	今回は評価対象というところに挙げましたので、
1:29:58	どこで、ローリーが添付した際にどれだけの量が漏れてどう伝播していった、
1:30:05	守るべき高さ、設備の機能装置高さと比較してどうなるといったような、少しよりは細かい評価をつけさせていただいているところでございます。
1:30:15	はい説明は以上でございます。はい。規制庁岡です。
1:30:20	今言ったような説明はあるんですが、一方で、どこを守るかとか、
1:30:26	何から守るかとか、そういった情報が0でなくてですねその辺はいかがでしょうか。
1:30:36	4年に1度だけでございます。はい
1:30:40	おっしゃる通りですね
1:30:43	具体的に対象は、タンクローリー所で運んでいる所さんで、守るべきは、冷却塔の
1:30:53	別の部分といいますか。
1:30:55	炭疽菌の部分、配管も同様でございますそういった情報がおっしゃる通り抜けていますので、
1:31:02	その辺は追記させていただきます。はい、規制庁課です。ちょっと中身の確認というかですね5ページ名の(3)概略評価のところ初めてその機能喪失高さが書いてあってその、
1:31:15	ケーブルトレイ型が代表として選定されているんですが、
1:31:20	今おっしゃった通りその鋼材、
1:31:22	とか配管とかっていう話。
1:31:24	あと、
1:31:26	ケーブルトレイ型が一番し、
1:31:29	方になるんでしょうか、下になるんでしょうか。はい。

1:31:33	はい。日本原燃塩崎でございます。先ほどのご指摘はまさにここだと思 うんですけれども、全体の冷却塔のうち、薬品でやるは、すいません。 薬品との組み合わせで、
1:31:47	ということで想定する部分のところで、その一番方が、機能喪失高さに なりますので、
1:31:53	そういった情報がまるっと抜けてですね、このケーブルトレイ型、
1:31:58	松木ですけど、7メートルっていう情報しかございませんので、
1:32:02	その部分が情報不足だと思います。修正させていただきます。
1:32:06	はい、規制庁課です。ちょっと今、
1:32:10	聞いている状況では、事実確認する範囲もかなり、
1:32:15	限定されてしまいますので、溢水側も参考にしながら、同じぐらいの濃 度でしっかり説明していただければと思います。
1:32:26	規制庁側から他、
1:32:28	医薬品全体に関して何かありますでしょうか。
1:32:37	特にないようでしたらあと振り返りの方をちょっとお願いします。
1:32:51	少々お待ちください。
1:32:53	はい。
1:33:01	はい藤元の白木でございます振り返りを行わせていただきます。 10001の前に溢水経路の話が来ましたので、先に溢水ゼロのところから させていただきます。
1:33:12	まず水系温度計ですね。
1:33:15	こちらを役割と説明してございますけども、そもそもその味というのク ライテリア、そういったところからの、
1:33:28	整理した上で、この推計を県の位置付けを示すと。
1:33:32	それで全般的にストーリー足りてないところがございますので申請をさ せていただきます。
1:33:39	またレベル比較ですね。
1:33:41	ちょっと私どもおかしかったですし、ストーリーとしてもいきなり等続 けてきてございますし、その再処理はこうでというのをちゃんとうたっ た上でちなみに事はということで、
1:33:54	それでは最初はどうだといったそういった最初を主体に、
1:33:58	展開していかなきゃいけないところがそうになってないところがご ざいますので、
1:34:03	はいそういったところを修正させていただきます。
1:34:08	はい
1:34:10	では 10001、ございます。

1:34:14	今回屋外設備を対象とすることで記載を追加してございますけども、その構成記載の順番は退出屋内に溢水防護対象設備というところでずっと上から説明がなされてきているのに、
1:34:28	やはり区間に入ってるような順番構成になってしまってますので、
1:34:32	そういったところは修正させていただきます。
1:34:36	あとは
1:34:38	遮断弁ですね緊急遮断弁のところ。
1:34:41	地震計の話がございましたけれども、
1:34:45	ファックスでの比較におきまして
1:34:50	議事進行に関する話が最初に入ってなかったと。
1:34:53	ということで、本来ですね設計上担保すべきマルビケン減らすという方向はまず間違っていて、
1:35:02	本来設計を担保すべき情報と全部入った上でイレギュラーな情報を出す たとえば、そういう前提でしょうということとは全くご指摘の通りだと思 いますので、
1:35:11	修正をさせていただきます。
1:35:16	だけ。
1:35:20	はい。
1:35:24	いす。
1:35:25	そういうですね、特に臨界のところでご指摘いただきましたけれども、
1:35:30	許可の整理資料と比較して
1:35:33	いろいろ記載が不足していると、いうこと。
1:35:37	ございました。あとは、そんな処分、
1:35:40	明らかに対象外であるといったところは春木さんになってないというこ とはしてございましたので、そういったところをちょっと記載の方考え て参ります。
1:35:50	はい溢水 03 につきましては、ちょっと図が不定なところございました ので判例とかですね、記載のジョセツへの注釈とか、そういったところ について修正させていただきます。
1:36:07	あと I P 4 の話ですね。参考なら、参考でいらないんじゃないのって いう話がございましたので、まずはちゃんとその構造で大丈夫だとい ったところを、
1:36:17	前段でしっかり説明した上で全体ちょっと修正させていただきたいと思 います。
1:36:23	あとその分収益のその他ですね。
1:36:27	その他といったところで、

1:36:31	これ水の影響で同じ話が出ますので、そちらに対して
1:36:35	ご指摘いただきましたので、それは適切に展開して参りまして、その他外部書記の方で答えられるように準備をして参ります。
1:36:46	はい
1:36:48	薬品でございます。
1:36:52	やっぱり入力ガスの許可との展開のところ、あまりなんか考えずにですね、
1:36:59	許可の記載をスライドしてきたところございますけれども、余裕がチームでですねそちゃんとコンセプトも確認した上で、
1:37:08	設工認として、何を担保するかというところを考えて記載のほうをちゃんとして参ります。
1:37:17	はい。あと、別紙4の別紙じゃ先生一般設計方針添付書類等に溢水でいただいた、その評価対象対象外のところの指摘は、薬品の方になりますので、
1:37:30	同じように修正さして参ります。
1:37:33	はいあと薬品01ですね今回評価を追加しましたけれども、評価の、
1:37:40	意見といたしますか。
1:37:42	機能喪失高さがどこどとか、
1:37:44	何人脇に出られるとか、そういった情報はそもそも何の薬品を対象にしているのかとかですねそういった情報があまり不足しているデータをしていただきましたので、
1:37:53	溢水とレベル。
1:37:55	記載例というところまでちゃんと中身をですね、拡充して参りたいと思います。
1:38:03	はい。
1:38:07	はい細かいところはいろいろいただいておりますけれども大きいところは、以上かと思えます。
1:38:12	で、
1:38:13	スケジュールでございますけど、
1:38:15	今いただいた指摘を踏まえまして、
1:38:18	速やかに方針を決めて、スケジュールの方に反映してご報告させていただきます、
1:38:25	調整させていただきたいと思えます。
1:38:27	以上です。
1:38:29	はい、規制庁課です対応よろしく申し上げます。

1:38:34	はい。コサクです。ちょっと途中であったT P Pの話なんですけど、基準の規則だったり解釈だったり、全般にリン酸トリブチルっていうことで書いているので、
1:38:47	正確に言うのであればそう書いた上でT B Pと略称。
1:38:52	で記載した方がいいかなと。
1:38:54	いうふうには思います。よろしく検討をお願いします。
1:38:58	日本原燃塩崎です承知いたしました。
1:39:10	規制庁シミズ他 1000 点を通して規制庁側から何かありますでしょうか。
1:39:17	原燃側の時によろしいでしょうか。
1:39:22	はい。日本原燃が特にございません。ありがとうございました。
1:39:26	それではこれでヒアリングを終了したいと思いますので録音を停止します。